

ふるさと寄附金とその他の寄附がある場合の具体例

ふるさと寄附金で 20,000 円の寄附、県のみが指定している団体へ 10,000 円の寄附をした場合。
※所得税の限界税率は 5%とする。

次の(1)と(2)を合わせた金額が、市県民税の所得割から控除されます。

(1)基本控除

$(20,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 6\% = 1,080 \text{ 円}$ … 市民税からの控除

$(30,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 4\% = 1,120 \text{ 円}$ … 県民税からの控除

※県のみが指定している団体へ寄附をした 10,000 円について、市民税からの控除を受けることはできません。

(2)特例控除（所得割の1割が控除額の上限になります）

$(20,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - 5\%) = 15,300 \text{ 円}$

※5% = 所得税の限界税率

寄附金控除の金額 = (1) + (2)

2,200 円 + 15,300 円 = 17,500 円

※ただし、(2)の特例控除については市県民税の所得割の1割が上限となるので、計算式で求めた 15,300 円の全額を控除できない場合もあります。

参考：計算方法について

寄附をした金額から、控除額を計算します。

控除の対象となる寄附金の金額は総所得金額の 30%が上限です。

次の(1)と(2)の合計額を、市県民税の所得割からそれぞれ控除することができます。

(1)基本控除額

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 6\%$ … 市民税からの控除

$(\text{寄附金額} - 2,000 \text{ 円}) \times 4\%$ … 県民税からの控除

※市のみが指定している寄附先への寄附については市民税からの控除、県のみが指定している寄附先への寄附については県民税からの控除のみになります。

(2)特例控除額

$(\text{ふるさと寄附金の金額} - 2,000 \text{ 円}) \times (90\% - \text{寄附者に適用される所得税の限界税率})$ ^{注1)}

※特例控除の金額は、所得割の1割が上限になります。

(注1) 所得税の限界税率…寄附者の所得税の課税所得金額に応じて適用される税率

課税される所得金額	所得税の税率
1,000 円～1,949,000 円	5%
1,950,000 円～3,299,000 円	10%
3,300,000 円～6,949,000 円	20%
6,950,000 円～8,999,000 円	23%
9,000,000 円～17,999,000 円	33%
18,000,000 円以上	40%